

別紙

郵便入札について

1 入札書等

郵便入札等に使用する入札書等は別記様式第1号としてください。ただし、任意様式の入札書等であっても抽選番号が記入されている場合はこの限りではありません。

※同額抽選に備え、必ず3桁の抽選番号を入札書等に記載ください。

2 入札書の郵送方法

入札書等は次に掲げる方法により、郵送してください。

- (1) 郵送用の外封筒（別紙1）及び入札書等用の内封筒（任意）の二重封筒とし、郵送用の外封筒は、角形2号とする。
- (2) 内封筒には、入札書等を封入し、本町へ届出済みの使用印鑑（以下「使用印鑑」という。）をもって封印（裏面割印）してください。
- (3) 外封筒には、別紙1のとおり記載し、前号の規定による内封筒を入れ、使用印鑑をもって封印（裏面割印）してください。
- (4) 前号の規定による外封筒は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送してください。
- (5) 入札書等は指定された開札日の前日までに到着しなければならない。
- (6) 郵便入札等に要した全ての費用は、開札の結果又は入札等の中止等に関わらず、入札参加者の負担とする。また、これらの郵送された書類は、いかなる場合も返却いたしません。

3 無効となる入札

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法（持参を含む。）で入札書を提出したとき
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書を提出したとき
- (4) 入札書が本町の指定した日を過ぎて到達したとき
- (5) 記名押印を欠く入札書を提出したとき
- (6) 金額を訂正した入札書を提出したとき
- (7) 入札書の内容、氏名、印影等が不明瞭なとき又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札等を提出したとき
- (8) 使用印鑑以外の印鑑を使用した入札書を提出したとき
- (9) 入札に関する法令、規則並びに条例に違反したとき

- (10) 一つの入札について、2以上の入札をしたとき
- (11) 内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない入札又は内訳書と入札書の金額が一致しないとき
- (12) 明らかに不正によると認められる入札又は入札に関して不正な行為があったとき

4 同額（同店）抽選の方法

郵便入札の開札の結果、落札となるべき同額（同点）の者が2社以上の場合、次の抽選方法により、落札者若しくは落札候補者及び次の順位以降の者を決定する。

(1) 入札者の「抽選番号」欄の任意の値を記入

入札参加者は、抽選を行う場合に備えて、入札書等の「抽選番号」欄にあらかじめ任意の数字（000～999）を記入する。なお、記入がない場合は、書留番号（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

※書留番号は、郵便追跡用に使用する番号で、×××（3桁）－××（2桁）－××××（5桁）－×（1桁）の合計11桁で表示された番号です。

(2) 抽選の手順

ア 書留番号（11桁）の下4桁の小さい者から順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与します。なお、下4桁が同一の数字の場合は、下6桁の小さい者から順にくじ番号を付与します。

イ 同額入札の入札書等に記載された任意の「抽選番号」を合計し、その合計を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。

ウ 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位の抽選番号に1を足した数値と一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足した数値と一致した上記（1）のくじ番号が存在しない場合は、「0」の入札参加者を第2順位とする。

オ 第3順位以下は、（4）の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3者が同額入札等の場合

(1) 書留番号(11桁)の下4桁の小さい順にくじ番号「0、1、2」を付与する。

業者名	任意の 抽選番号	書留番号	書留番号 (下4桁)	くじ 番号
A社	879	×××-××-01 <u>234</u> -1	2341	0
B社	075	×××-××- <u>02601</u> -7	6017	1
C社	記入なし	×××-××- <u>19601</u> -7	6017	2

※下4桁が同一の数字となった場合は、下6桁の小さい者を優先順位とする。

(2) 任意の抽選番号の和を求め、同額入札者の数で除算し、余りを算定する。

A社 → (任意の抽選番号879)

B社 → (任意の抽選番号075)

C社 → (任意の抽選番号記入なし→017 (下3桁))

合計：879+075+017=971

余り：971÷3=323 余り2 ← 余りとくじ番号が一致した者が順位を
1位とする

(3) 順位の決定

順位	業者名	くじ 番号	備考
1	C社	2	余り「2」と一致するくじ番号
2	A社	0	余り「2」+「1」=「3」 一致するくじ番号が存在しないのでくじ番号「0」 のA社
3	B社	1	順位2のくじ番号「0」+「1」=「1」と一致す るくじ番号

5 開札

(1) 開札はあらかじめ指定した日時及び場所において、当該入札等に関与しない町職員2名を立ち合わせます。

6 再度の入札

(1) 開札において、予定価格の範囲内で入札した者がいないときは、日時を指定し、概ね7日以内に再度の入札等を行います。

(2) 前項の場合において、再度の入札を行う回数は1回とします。

- (3) 再度の入札で落札者がいないときは、随意契約とすることができます。
- (4) 第1項に規定する再度の入札を行うときは、郵便入札等で行うものとし、入札等の公告及び通知については第3条の規定を、入札方法については第4条及び第5条の規定を準用します。
- (5) 再度の入札が終了するまでは、開札の結果を公表しないものとします。

7 落札決定の通知

- (1) 落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに電話により連絡するとともに、契約手続きについて説明を行います。
- (2) 落札者の決定後、速やかに入札結果を本町のホームページ及び庁舎内掲示板において公表します。

お問い合わせ

南幌町役場 総務課財務グループ

担当：荒瀬

TEL：011-398-7012

mail：g-zaimu@town.nanporo.hokkaido.jp

別紙 1

【外封筒】 角形 2 号サイズ (2 4 0 × 3 3 2 mm)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

〒 0 6 9 - 0 2 9 2

空知郡南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号

南幌町役場 総務課 財務グループ 行

入札書 (見積書) 在中

工事 (業務) 名 ○○○○○○○○○○○○○○

提出者 商号又は名称 ○○○○○○

代表者 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

- ※一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送する。
- ※封印 (裏面割印) をする。